6　誤謬の訂正

別記様式第十（記載上の注意）18中「もって」を「もつて」に改め、同様式（記載上の注意）22のイ中「当たって」を「当たつて」に改め、同様式（記載上の注意）24中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式（記載上の注意）24のオを次のように改める。

ワ　株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算すること。

(イ)　損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(ロ)　損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法又はその他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。

また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法、繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法等がある。

別記様式第十中（記載上の注意）24のルを（記載上の注意）24のオとし、（記載上の注意）24のヨから24のヌまでを（記載上の注意）24のクから24のルまでとし、（記載上の注意）24のニの次に次のように加える。

ホ　当期首残高については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）又は同項第64号に規定する誤謬の訂正（以下単に「誤謬の訂正」という。）をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載すること。

別記様式第十（記載上の注意）25のイを次のように改める。

イ　記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株式会社			持分会社
	会計監査人設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡制限会社	
1　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況	○	×	×	×
2　重要な会計方針	○	○	○	○
3　会計方針の変更	○	○	○	○
4　表示方法の変更	○	○	○	○
5　会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6　誤謬の訂正	○	○	○	○
7　貸借対照表関係	○	○	×	×
8　損益計算書関係	○	○	×	×
9　株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10　税効果会計	○	○	×	×
11　リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12　金融商品関係	○	○	×	×
13　賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14　関連当事者との取引	○	○	×	×
15　一株当たり情報	○	○	×	×
16　重要な後発事象	○	○	×	×
17　連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
18　その他	○	○	○	○

【凡例】○…記載要、×…記載不要

別記様式第十（記載上の注意）25のニ中「あたっては、以下の要領に従って」を「当たつては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従つて」に改め、同様式（記載上の注意）25のニ注１中「わたって」を「わたつて」に改め、同様式（記載上の注意）25のニ注２前段を削り、同注後段中「変更」を「事項」に改め、同様式（記載上の注意）25のニ注12中「注11」を「注17」に改め、同注を同様式（記載上の注意）25のニ注18とし、同様式（記載上の注意）25のニ注11を同様式（記載上の注意）25のニ注17とし、同様式（記載上の注意）25のニ注８中「当たっては」を「当たつては」に、「重要性の乏しい」を「関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の」に改め、「(1)　関連当事者との取引のうち以下の取引は記載を要しない。」を削り、同注③の次に次のように加える。

「種類」の欄には、会社計算規則第112条第４項各号に掲げる関連当事者の種類を記載すること。

別記様式第十（記載上の注意）25のニ注８を同様式（記載上の注意）25のニ注14とし、同注の次に次のように加える。

注15　株式会社が当事業年度又は当事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、前事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載すること。

別記様式第十（記載上の注意）25のニ注７中「伴って」を「伴つて」に、「行って」を「行つて」に改め、同注を同様式（記載上の注意）25のニ注11とし、同注の次に次のように加える。

注12　重要性の乏しいものは、記載を要しない。

注13　賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

別記様式第十（記載上の注意）25のニ注６を同様式（記載上の注意）25のニ注10とし、同様式（記載上の注意）25のニ注５を同様式（記載上の注意）25のニ注９とし、同様式（記載上の注意）25のニ注４を同様式（記載上の注意）25のニ注８とし、同様式（記載上の注意）25のニ注３中⑸を⑻とし、同注⑷中「及び」を「又は」に改め、同注中⑷を⑺とし、⑶を⑹とし、同注⑵中「手形遡及債務」を「手形遡求債務」に改め、同注⑵を同注⑸とし、同注を同様式（記載上の注意）25のニ注７とし、同様式（記載上の注意）25のニ注２の次に次のように加える。

注３　一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、⑤ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

①　当該会計方針の変更の内容

②　当該会計方針の変更の理由